

5 章 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設の現況

本市の一般廃棄物処理施設の概要を表 2-5-1 に示す。

表 2-5-1 本市の一般廃棄物処理施設

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
指宿広域クリーンセンター	指宿広域市町村圏組合	891-0403	指宿市十二町4692番地1	0993-22-3303
内鍋清掃センター	南薩地区衛生管理組合	898-0049	枕崎市火之神岬町885番地	0993-72-6816
川辺清掃センター	南薩地区衛生管理組合	897-0131	南九州市川辺町上山田4501番地	0993-57-2810

2) その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
顚娃ごみステーション	南九州市	891-0701	南九州市顚娃町郡11710番地2	
石垣ごみ処分場	南九州市	891-0704	南九州市顚娃町別府3615番地1	
知覧ごみ中継所	南九州市	897-0302	南九州市知覧町郡15276番地	0993-83-2209

(2) 仮設トイレ等し尿処理

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、それぞれ、市の許可（委託）業者が行い、収集したし尿等は指宿広域汚泥リサイクルセンター、アクアセンター万之瀬で処理している。

発災時においては、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬及び処理が必要となり、これらの実施についての基本方針を以下に定めるものとする。

【仮設トイレ等の設置】

発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握した上で、速やかに避難所については、備蓄している仮設トイレ（汲取）及び簡易トイレ等（便収納袋で凝固）を設置し、また、断水世帯については、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を配布する。なお、備蓄数が不足する場合は、協定事業者、他自治体等からの手配を行う。

避難所におけるし尿発生量推計及び仮設トイレの必要数は、表 2-5-2 のとおりとする。

表 2-5-2 し尿発生量推計及び仮設トイレの必要数

災害の種類	避難者数	し尿発生量	仮設トイレ必要数
地震	243人	1.7 L/日	4 基

【収集運搬】

し尿の収集については、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の水汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握した上で、収集処理計画を策定する。

収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合については県へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保する。

【処理】

処理は、原則、指宿広域汚泥リサイクルセンター、アクアセンター万之瀬で行うものとするが、施設の破損による一時稼働停止や受入能力を超える場合については、協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施若しくは搬入を遅らせても影響の少ないものについての受入制限等、被害状況や各種処理可能方法を検討した上で、収集処理計画を策定し実施するものとする。

(3) 避難所ごみ

- ◆避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、市民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。
- ◆避難所から排出されるごみの分別及び保管方法を検討する。
- ◆避難所ごみの発生量を推計し、避難所を加えた収集運搬ルート及び収集頻度を検討する。
- ◆収集運搬車両が不足する場合は、県に支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

表 2-5-3 避難所ごみの分別及び保管方法

種類	内容	保管方法等
燃えるごみ	衣類、生ごみ等	生ごみ等腐敗性の廃棄物は袋に入れて保管し、優先的に回収する。
紙類	段ボール等	分別して保管する。
ペットボトル、プラスチック類	ペットボトル、食品の包装等	分別して保管する。
携帯トイレ	携帯トイレ、おむつ等	衛生面から可能な限り密閉して管理する必要がある。
有害物・危険物	蛍光灯、消火器、ガスボンベ、刃物等	避難者の安全を十分に考慮し、保管・回収する。
感染性廃棄物	注射針、血の付いたもの等	蓋のできる保管容器で管理し、回収については医療関係機関と調整する。

表 2-5-4 避難所ごみの発生量推計

災害の種類	避難者数	発生量
地震	243人	0.135 t / 日